

令和7年度・第32回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年11月26日(水) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員(18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員(0名)

欠席委員(1名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(19名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(1名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
松下G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ 印

議事録署名者 _____ 7番 _____ 印

_____ 8番 _____ 印

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ 印

令和7年度・第32回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

- 報告第103号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第104号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第105号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第106号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議事

- 議案第331号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第332号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第333号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第334号 非農地証明願承認について
- 議案第335号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第336号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第337号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

- (1) 12月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13:00】

会 長 第31回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第32回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で、1番：中原 良治委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は19名です。

欠席委員は1名で、29番：中川 大樹委員であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議 長 はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをお開きください。

5日に定例常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長が出席しております。

10日と11日がそれぞれ定例の現地調査です。

11日、農業者年金合同地区別会議が阿久根ABCパレスで開催され、農業者年金推進部長、事務局職員が出席しております。

13日、鹿児島県各市農業委員会連絡協議会が始良市で開催され、会長、事務局長が出席しております。

14日に農業委員会だより編集委員が本庁舎603会議室で開催され、会長、運営委員、編集委員、事務局職員が出席しております。

その後、第31回運営委員会が本庁舎603会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。

14日及び15日には、遊休農地解消事業に伴う、いも掘り体験が城上町で開催され、川北地域委員、事務局職員が出席しております。

16日、産業祭&JAフェスタが薩摩川内市総合運動公園で開催されました。

18日から19日にかけて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が長崎県で開催され、女性委員・事務局職員が出席しております。

21日、第2回薩摩川内市農業委員候補者選考委員会が開催されています。

本日、第32回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。

以上、説明を終わります。

議長 次に、11月18日から19日開催された九州・沖縄ブロック農業委員女性委員研修会について、薬師寺委員から報告をお願いいたします。

薬師寺委員 はい。3番 薬師寺が11月18日・19日、令和7年度九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会に新屋委員、早崎推進委員、事務局田上職員の4人で出席しましたので報告いたします。

今年は長崎が当番県でした。福岡県53名、佐賀県28名、熊本県68名、大分県16名、宮崎県40名、鹿児島県63名、沖縄県21名、長崎県82名、来賓等11名、計382名で過去最高の出席人数だったそうです。

研修会の内容は、グループワークがあり、37の班に分かれて農業委員会活動を情報共有しよう！のテーマで話し合いました。

講演は、体操選手内村公平さんの母、内村周子さんの『夢を追い続けて』の演題で1時間淀みなく話されて、全国でスポーツの重要性・楽しさを伝えていると話されました。

交流会は各県の委員さんと、和気あいあいと楽しい時間を共有することができました。

また今回は交流会で、中国の伝統芸能である演劇の一部で変面師が次々と面を変化するパフォーマンスを見ることができ、とても盛り上がりました。

来年の開催地は大分県です。

研修会に参加させていただきありがとうございました。

ささやかなお土産ですが、ご帰宅後お食べください。

以上です。

議長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、

7番：木場 祐二郎 委員

8番：中島 弘和 委員をお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第87号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第103号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。

位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号10番の1件です。登記地目 畑1筆52.29㎡の届出がありました。

内容といたしましては、令和2年に農機具を保管するための倉庫を建築したための届出です。施工済であり、始末書が添付されています。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第103号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第103号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第103号を終わります。

次に、報告第104号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第104号を説明いたします。資料は3ページから4ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号167番から174番までの8件で、登記地目 田3筆4, 491㎡、畑9筆7, 170.09㎡、合計12筆11, 661.09㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありませんでした。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第104号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第104号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第104号を終わります。

次は、報告第105号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第105号を説明いたします。資料は5ページから8ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号81番から93番までの9件で、登記地目 田20筆11, 580㎡、畑15筆18, 281㎡、合計35筆29, 861㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第105号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第105号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第105号を終わります。
次は報告第106号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第106号を説明いたします。資料は9ページから10ページをご覧ください。

今月は、受理番号8番から11番の4件で、登記地目は畑4筆1,176㎡、その他1筆287.21㎡、合計5筆1,463.21㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、乙須委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第106号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第106号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第106号を終わります。
次に、議案第331号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

長沼G長 議案第331号を説明いたします。

資料は、11ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号5番の1件で、畑1筆 99㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。

5番は、宅地に出入りするための通路での申請です。

昭和49年に整備し、施工済のため、始末書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第331号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 　　12番 有馬が、5番について、報告します。

11月11日、徳永功進委員と事務局 長沼・小川職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図4ページ、調査表2ページをご覧ください。

申請地の現況は、通路であり、農地ではありませんでした。

転用目的は、通路での申請です。

施工済であり、始末書が添付されております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。

議案第331号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。

議案第331号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第332号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします

す。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長

議案第 3 3 2 号を説明いたします。

資料は、1 2 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 5 4 番の 1 件で、畑 1 筆 3 8 4 m²の申請がありました。

内容を説明いたします。

5 4 番は、貸家住宅での申請です。

仮換地実測面積 2 9 8 . 2 8 m²となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 3 3 2 号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員

1 2 番 有馬が、5 4 番について、報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 5 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、保全管理されておりました。

転用目的は、一般住宅での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、採決いたします。

議案第 3 3 2 号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第332号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第333号「農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について」について審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 議案第333号を説明いたします。資料は、13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号55番の1件で、登記地目 畑2筆454㎡の申請がありました。

内容を説明します。

55番は、学童クラブ施設での申請です。

ユニットハウス2棟と駐車場を整備する計画です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第333号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12番 有馬が、55番について、報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図6ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で、保全管理されておりました。

転用目的は、学童クラブ施設での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第333号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第334号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第334号をご説明いたします。資料は14ページから16ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号38番から49番の12件で、登記地目 田7筆 6, 438㎡ 畑6筆 1, 255㎡、合計13筆 7, 693㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、ご説明します。

38番は、以前市と代替地交換を行った土地であり、交換当時から周辺は住宅地で進入路もなく耕作困難で永年耕作しておらず原野化して現在に至っています。

39番から44番はそれぞれ隣接しており、平成15年頃から耕作しておらず、すべて原野化して現在に至っています。

45番は平成10年頃から、46番は平成14年頃から、47番は平成12年頃から、48番は平成30年頃から、49番は平成12年頃からそれぞれ耕作しておらず、45番及び49番は山林化しており、46番から48番は原野化して現在に至っています。

以上で、議案第334号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番、乙須が38番から45番を報告します。

11月11日、辻推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、38番について 位置図7ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は事務局から説明のあったとおり、昭和61年に

所有者が相続する以前に市と代替地交換を行った土地であり、交換当時から周囲は住宅地で進入路もなく長年耕作しておらず原野化している状態でした。

次に、39番から44番について関連があるのでまとめて説明します。

位置図8から13ページ、調査表6から11ページをご覧ください。

申請地はそれぞれ隣接しており、現況は平成15年頃から耕作しておらず原野化している状態でした。

次に、45番について 位置図14ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成10年頃から耕作しておらず山林化している状態でした。

いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

木場委員

7番、木場が46番を報告します。

11月10日、馬渡推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図15ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成14年頃から耕作しておらず、原野の状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

小園委員

16番、小園が47番を報告します。

11月10日、古川推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図16ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成12年頃から耕作しておらず、原野の状態でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

牧田委員 5番、牧田が48番及び49番を報告します。
11月10日、早崎推進委員と事務局、福永・長沼職員と現地調査を実施しましたので報告します。
まず、48番について位置図17ページ、調査表15ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成30年頃から耕作しておらず原野の状態でした。
次に、49番について位置図18ページ、調査表16ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成12年頃から耕作しておらず山林の状態でした。
いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なし)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第334号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第334号については、原案どおり承認といたします。
次は、議案第335号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第335号を説明いたします。資料は17ページから18ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号84番から89番の6件で、田3筆 3,086㎡、畑5筆 6,413㎡、合計8筆 9,499㎡の申請がありました。
申請理由は、譲受人の「規模拡大及び営農開始」、譲渡人の「労

力不足及び相手方の要望」により、それぞれ売買されるものです。

84番及び85番は新規就農のため、営農計画書が添付されています。

85番は、譲受人の住所が南さつま市になっておりますが、今回、譲渡人の住宅込みで取得し薩摩川内市に移住することになっております。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第335号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 　　12番、有馬が84番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのおりです。
位置図19ページ、調査表17ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。
権利取得後は、野菜を栽培予定です。
また、新規営農のため、営農計画書が添付されています。
新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

乙須委員 　　11番、乙須が85番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのおりです。
位置図20ページ、調査表18ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されておりました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
また、新規営農のため、営農計画書が添付されています。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

有馬委員

12番、有馬が86番・87番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、86番は、位置図21ページ、調査表19ページをご覧ください。
申請地の現況は、耕作されていました。
権利取得後は、畑は野菜を栽培予定です。
次に、87番は、位置図22ページ、調査表20ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。
権利取得後は、野菜を栽培予定です。
いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

乙須委員

11番、乙須が88番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図23ページ、調査表21ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

牧田委員

5番、牧田が89番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
89番について位置図24ページ、調査表22ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑と田で耕作されていました。
権利取得後は、畑は飼料作物、田は水稻を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第335号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第335号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第336号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第336号を説明いたします。資料は19ページから20ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号90番から95番の6件で、田7筆4,976㎡ 畑4筆3,392㎡ 合計11筆8,368㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、親子間、親族間、知人間の贈与によるものです。

90番・92番は、遊休農地を解消し耕作するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

93番は新規就農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第336号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員 12番 有馬が、90番及び91番について、報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、90番ですが、位置図25ページ、調査表23ページをご覧ください。

ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。
権利取得後は、水稻を栽培予定です。

また、遊休農地を解消するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

次に91番ですが、位置図26ページ、調査表24ページをご覧ください。

申請地の現況は、田・畑で耕作されていました。
権利取得後は、水稻・野菜を栽培予定です。

いずれも、新規就農・規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

乙須委員

11番、乙須が92番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図27ページ、調査表25ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

また、遊休農地を解消するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

木場委員

7番、木場が93番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図28・29ページ、調査表26ページをご覧ください。

申請地の現況は、田は耕作・畑は保全管理されていました。

権利取得後は、水稻及び野菜等を栽培予定です。

新規営農のため、営農計画書が添付されています。

新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上で報告を終わります。

牧田委員

5番、牧田が94番及び95番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、94番について位置図30ページ、調査表27ページをご覧ください。

議長 それでは、事務局から何かございませんか。

西 代理 本日お配りしております資料4を御覧いただきたいと思います。農業委員の募集・選考、農地利用最適化推進委員の選考日程等につきまして、両面で記載してございます。この1枚紙を御覧いただきたいと思います。

初めに、農業委員の募集・選任日程についてであります。

第1回農業委員候補者選考委員会は、令和7年7月28日月曜日に行われております。

そのあと、各支所説明会を行いまして、広報誌原稿作成して広報紙の掲載それからホームページの掲載をしてございます。

そして農業委員の募集については10月1日から10月31日までの31日間公募してございます。

令和7年10月15日水曜日に中間発表、そして今年の11月6日木曜日、ホームページで最終発表してございます。

そして先週の11月21日金曜日に第2回農業委員候補者選考委員会を開催いたしました。

第3回を、令和7年12月に開催予定となっております。

農業委員の候補者の市長報告ですが、令和7年12月、選考委員会候補者の結果報告となっております。

選任議案につきましては令和8年1月に選任議案を作成いたしまして、3月、こちらの第1回、議会に初日提案ということで出す予定となっております。

なお農業委員候補者の選考結果の発送につきましては、今年の1月発送予定となっております。

そして現農業委員の任期満了については来年の4月30日までとなっております。

そして、新しい農業委員の辞令交付ですけれども、令和8年5月1日が辞令交付となっております、市長が招集という形になります。

続いて、裏面の方を御覧頂きたいと思います。

農地利用最適化推進委員の募集選考、選任日程についてです。

なお、正式な選任日程につきましては、第1回の農地利用最適化推進候補者選考委員会で正式に決定されます。

令和8年1月16日金曜日に、第1回農地利用最適化推進委員候補者選考委員会が行われます。

広報紙の原稿作成ですが、一応最終校正が1月30日金曜日となっておりますので、それまでには原稿を作成いたします。

転用実行者は、■■■■町に本社を置く、■■■■です。
令和7年3月25日開催 第24回総会 議案第261号
農地法第5条所有権移転：売許可申請承認 番号200番
転用目的：廃棄太陽光パネルリサイクル事業工場（1棟）で
農振除外及び同時5条申請許可を条件付に意見決定されたもの
です。

現在の手続き状況については、他法令である産業廃棄物処分業
許可申請：事前協議をしている段階であり、事前協議が整い次第
に農地転用が許可されるものです。

2 経緯等についてをご覧ください。

令和7年11月19日に市の環境課より、農地転用の申請地に建物を
建築中であるが、転用許可がされているのかと問い合わせがあり、
現地確認を行いました。

事務局でも建物の建築を確認し、現場にいた施工業者である■■■■
■■■■の責任者に聞き取りを行いました。

転用実行者である誠建設より令和7年9月から工事着手するよう
依頼があり、終了期間は令和8年1月末までとのことでした。

建築中の現場写真は、2ページ目に掲載しておりますので、ご確認
お願いします。

3 今後の対応についてですが、同日に申請代理人である前屋行政
書士に連絡しました。

1点目が、許可及び産廃の事前協議が整っていないため、直ちに
工事を止めること。

2点目が、許可等がされていないのに着手した経緯について報告する
ことを指示しました。

また、翌日には、本課である県：農村振興課に違反転用を報告し、
対応するよう依頼しております。

今後は、転用実行者からの経緯書の提出があり次第に、県：農村
振興課に報告し、県農村振興課が是正指導していきます。

なお、今回の案件は、農地法・廃棄物処理及び清掃に関する法律
に違反しているため市長・副市長へ報告済です。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件について
ご質問、ご意見等はございませんか。

徳永委員 　　代表取締役の名前の確認なのですが、資料3の1ページには■■■■
■■■■と書いてあるのですが、この写真のところを見ますと、代
表取締役が■■■■って書いてあるか、■■■■さんか分かりませ

んけど、これはまた別の名前なのでしょうか。確認でした。

長沼 G 長 すみません。転用実行者は■■■■■さんになります。
1 ページ目の転用実行者は、『■■■■■』から『■■■■■』に修正
お願いします。大変失礼いたしました。

議 長 ほかにご意見はございませんか。

有馬委員 ちょっとお伺いしますが、この建物だったら、建築確認申請が
出ているはずですが、そこら辺はどのようになっていますか。
薩摩川内市の許可もいるし、県までいるのではないかと思うので
すが、そこはスルーしているのですか。

長沼 G 長 建築基準法による確認済みなのですけれども、本市の建築確認に
おいても、今までの違反転用の事例ってあったのですけれども、法
律が違いまして、建築基準法については、他法令の許認可ですね許
可がおりているかどうかは確認する必要がないということで、農地
法についての転用許可がおりているかどうかは、市の担当課の方
については、照会はされないところです。
そこが、問題でもあるのですけれども、今の建築基準法における
ものについては、法令について確認する必要はないということです。

梶原主幹 一応有馬さんが言われている建築確認法に基づく確認は、市や県
ではなくて委託業者さんの方に委託して確認済証がついてあって、
現場に、2 ページのほうに記載してあるので、この下の方に書いて
ある、建築確認法の審査は受けて工事してありますというのは表示
されております。
ここに本来なら、農地の許可書をつけて工事しないといけないの
ですが、してない。

有馬委員 農地法違反ですよ。

梶原主幹 違反です。
議 長 ほかにございませんか。

長沼 G 長 すみません。場所が。タブレット等があれば、地番等が書いてあ
るので分かりやすいのですけれども。

西 代理 場所は、樋脇町に丸山公園があります、サッカー場等ある広いところ。そこから、XXXXXXXXXXというところがあり、入来に抜ける道があります、少し入っていったところの右側の山手側のところになります。以上です。

永留委員 少し聞きたいのですが、この後はどうなるのでしょうか。

長沼G長 はい。そうですね。5ページ目を御覧ください。
こちらに違反転用に対する措置ということで、緑塗りの部分が、市が対応する。青色のところは、鹿児島県が対応するところになります。

まず緑色のところ、農業委員会がするところについては、まず、違反転用を発見、都道府県知事へ報告後、是正指導です。そこまでは農業委員会は終わっております。

今、県と調整しているのですけれども、何でそういうことをしたのかという経緯書の報告を求められておりました、今の転用実行者に経緯書の提出を求めているところです。

今度、転用実行者から、違反転用した経緯等の提出がありしだい、鹿児島県に送りまして、鹿児島県が、是正指導を行っています。

まず、青色の真ん中あたりに期間を定めて是正指導。県の方が、口頭指導するのか、文書指導するのか。そういったものを今協議してもらおうようにこちらの方からも連絡をしております。

で、県のほうから、文書指導で済ますのかっていう回答待ちの状況です。

さらにその下に行けば行くほど、県の文書指導であったり、勧告を無視した場合は、今の農政局に通知をしまして、業者の転用実行者の氏名であったり、業者名であったり、土地の地番等を全国に公表される形になります。

それとは別に、1番右側の青色、これはするかどうかなんですけれども基本的な流れとしましては、あわせて刑事訴訟法による告発の検討をして、裁判しますよってなり、裁判の方で勝訴しましたら、農地法の第51条にある違反転用に該当して、64条67条に基づき、3年以下の禁固刑か、法人の場合は1億円の罰金刑を払うっていう流れになっていきます。

以上で終わります。

議 長 他に何かございませんか。

山路委員 すみません。農業委員会としてはこの落ち度というのがありますか。

梶原主幹 農業委員会は総会にかけて、県の方に進達しておりますので、農業委員会の落ち度があったということは一つもない。

報告として現場確認をして、そして、先ほど言ったとおり、工事の中止と経緯を聞いているところで、それをもとに県が今からしていくということで、農業委員会がやるべきことは既に終わっているところでございます。

山路委員 はい。分かりました。

別府会長 その許可は全部さら地にしないといけないのですか。

長沼主幹 基本的には違反転用の場合は、今、会長が言われた、原状回復命令が出るかどうかなんですけれども、ただ、いままでのケースを見れば、違反転用の場合、鹿児島県も、原状回復命令まで出したケースがありません。

で、会長はよく御存じのとおり、皆様もなんですけれども、こういったケースは、違反転用が見つかりました。次に、転用の申請を出してもらおうなんですけれども、よく始末書添付っていうのがあると思います。

結局、是正指導、文書指導等を行っていくのですけれども、結果的には始末書を1枚つけて、4条・5条申請を提出して、また鹿児島県が許可を出すっていう流れになっております。

ただ、今回のケースについては本市の農業委員会の方は意見決定して、県に進達している状態になってきますので、また鹿児島県がどのような対応していくか、どのような書類を求めてくるかで変わってくるところであります。

以上で終わります。

梶原主幹 補足で説明します。

農地法上の許可というのが、農地を目的どおり使うことに、良いか悪いかということで許可を出すこととなります。違反転用の人が悪意を持ってする場合は、原状回復命令というのは強くなっていきます。

そのあと、転用手続をしないといけないという分かった場合は今言うように始末書を付けたらということで、是正方法があるのですけど今回は許可申請を出して許可を待っている状態の中で建てた

ということですので、もう先ほど言ったように県の方にどういう取扱いをするかということで投げているのが今の話です。

それと、国の違反転用を見ていただくと、悪質な違反転用については、アップされています。

ただ、言うように、原状回復命令を出したっていうのはなかなかない、国から見てもないというのが現状なので、何かしらの対応で、許可を出す方向で進んでいくのだらうと思いますけれども、それなりのペナルティはほかのところで出てくる可能性っていうのは多々あるということでございます。

なので、今建っているのをすぐに壊してくださいねっていうふうには県も動かないと思いますけれども、やっぱり許可が出ていませんで、工事は許可が出るまではストップというのはもう確実にあるのかなあと思っています。

その部分で先ほど言った環境課の事前調査等が終わらないと許可が出ませんので、そのところで工事の許可が出るタイミングっていうのが少し伸びるという可能性はありますけれども、そこら辺を粛々とやりながら評価を出すという方向性にはなっていくのだらうなということだと思いますので、工事がそれでも進んでいくようなことがあれば悪質になってくるので、そこの方は対応をしていかないといけないとは思っているところではあります。

議 長 ほかに何か御意見などないですか。

徳永委員 相対的な流れなのですが、色々なこの工事関係で、この行政書士が一応窓口になってらっしゃって [REDACTED] さんが工事をしているわけなのですが、こういった業者っていうのは一つ一つの許可を得たか得ていないか実際どうなのかというのを確認してから建設するとか、工事を着工するというのが一般的な流れだと思うのですが、ただ許可を得たからと口頭説明だけとかそういう感じで建てていくのでしょうか。

もしそうでしたら今後色々なところでやっぱり知識のない業者なんか建って行って、こういった違反になるようなことは、行われているのではなかろうかなということ、こういうのはどうなのかなということ、今お尋ねなのですが、この工事業者はそういうのは知らないのでしょうかということ、

長沼G長 工事業者が許可をもらっているかどうかっていうのは、聞き取りをしたところ、この [REDACTED] については、許可が必要かどうかを分かっていない状況でした。

この施工業者に確認をとりまして、実際そういう農地転用であったり、他法令の許可等、そういったものは何も業者から知らされてなく、転用実行者から聞かされてなくて、本人さんたちは、請け負っていて、そういう法律は全てクリアしているのだらうと思って、事業の方を請け負っていらっしゃる状況でした。

なので、このパターンについて施行業者は、もう全く何も分からないですね。ただ、発注を受けて、工事を粛々としていたという状況になります。

以上です。

下茂委員 先ほどの質問と同じような意見ですけれども、頼まれた[]がやる前に、例えば銀行の書類をつくる時に皆さんも家を建てられたことがあると思うのですが、書類に農地であれば転用しなければならないというのは明確にあるはずなのに、これ現金でこれだけを建てられるのだらうかと思ったときに、この写真。もの凄く大きい建物。現金で建てられるわけがないので銀行が必ず担保か何らかの形をとるはずなのに、書類がそれらを通すってというのはおかしいと思うのですが。皆さんはいかがでしょう。

長沼G長 補足で説明します。
この[]の事業に係る、約1億近くのお金については、農転の申請上は自己資金です。

全て、残高証明が1億からつけられて申請をされております。ただ、実際中身を聞いてみると、国の補助金を使って建てるように、[]は、調整をされていて、1億のうち、約8,000万円については、補助金の交付決定を受けて、来年の2月7日までに、建てることを条件に補助金の交付を受けるように手続をされてきました。

以上です。

下茂委員 分かりました。

梶原主幹 今の説明分かりましたでしょうか。農地転用の申請については、資金証明というのを出すのですが、今言うように個人の方が家を建てるというのは大体、銀行からの融資を受けて融資証明を付けて建てるのですが、そこにやっぱり言われるとおり、転用の許可を受けなさいという条件が入っていて、融資が受けられるようになっています。

それでその転用を受けた人が担保として取られるようになって

いるので、そこを銀行はちゃんと押さえながら申請しているので、許可がでない限り融資の実行が絶えないのですが、自己資金を持っている個人の方が1,000万円の家を建てるとして自己資金持っていたら普通に許可が出るという仕組みになっているのは、一般住宅もあります。

今の分でいうと、自分の会社の1億を使って建てますよという申請なので、銀行の融資とかそういうのがない状況です。

今回は、 が、施工業者に建ててくださいよという契約の下、しているということで、許可の有無についての管理は依頼主の方がちゃんとしっかりして、許可が出てからすべきところを怠ったというところになるかと思っていますところでは。

以上です。

徳永委員 もう1点ですが、関係ないかもしれませんが、結果 が1月31日までに工事が終わるということで許可後に書いています。

それで結局途中で終わってこれが1年とか2年とかもし、伸びた場合は、 が に損害請求等したりする可能性も出てきたりするのでしょうか。まあ、農業委員会は関係ないかもしれませんが。

もし、そういうことがあるのだったら もししっかりと最初から、許可をもらっているか、もらっていないか。

もししたら半年から1年は工事が延びるのではないかなと思うのですよ。

このあたりはまだ分からないですよ。

長沼G長 そうですね。徳永委員がおっしゃりたいことも分かるのですが、一応そこまで転用実行者と の契約状況については調べてないです。

もしかしたら、徳永委員がおっしゃるとおり、納期が転用実行者の都合でずれる形になるので、もうこれ想像なのですが、遅延損害金が発生する可能性はあると思います。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

中島委員 事前協議はいつ頃完了する見込みなのですか。

長沼 G 長 事前協議は、通常、産廃用の処分用の許認可を受けるためには、事前協議が最短で 4 か月、最長で 6 か月間、まあ半年ぐらい事前協議に時間を要すると考えられております。

実際ですね、うちの方が 3 月 25 日で意見決定しているのですけれども、産廃の処分業の申請については同時期から動いております。

それからもう 6 か月以上経過している状況でかなり遅れているような状況です。

理由としては、通常、産廃業の処分をとるときには専門の業者の方がいるのですけれども、XXXXXXXXXXについては従業員に依頼しているものですから、今、手続の方が遅れております。

今の事前協議の書類を提出して、今の段階は市町村の方に、環境について、各課に、農業委員会も含めて、意見徴収をしているような状況です。

スケジュールを見ると、まだここからの住民の説明会というのを踏まえるとまだあと 1 か月から 2 か月ぐらい、事前協議が整うまで時間がかかると思われます。

以上です。

議 長 他にございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 なければ、これをもちまして第 32 回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14 : 30】